

公益財団法人長野県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

令和3年3月23日現在

※当協会が定める規程等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<http://www.nagano-sports.or.jp/associat/contribution.html>

原則	自己説明項目	自己説明
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>ア 当会の重要な業務分野である競技力向上、競技者の育成、加盟団体への支援、組織運営などの中長期基本計画の策定を行う予定としている。</p> <p>イ なお、長野県教育委員会の「第2次長野県スポーツ推進計画～スポーツの力で切り拓く長野県の未来～」と整合した「事業実施計画」を毎年度策定し公表している。</p>
[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<p>ア 評議員、役員、会長等、委員会委員及び職員並びに本会諸制度に基づき登録等を行っている者については、倫理規定第3条（基本的責務）及び第4条（遵守事項）で法令遵守、当会諸規程、並びに社会規範上の不適切な行為を行わない旨を記載し、同第5条（違反による処分等）で違反した際の処分等について規定している。</p> <p>イ 加盟団体については、加盟団体及び会員に関する規程第2条の4（遵守すべき事項）で関係法令及び本会諸規程等を遵守する旨を規定し、同第7条（処分）で違反した際の処分等について規定している。</p>
[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	<p>定款をはじめとする各種規程類を整備している。</p> <p>定款、評議員会運営規則、役員等候補選出委員会規則、理事会運営規程、理事の職務権限規程、監事監査規程、専門委員会規程、加盟団体及び会員に関する規程、事務局規程、会計規程</p>
[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	<p>各種規程等を整備している。</p> <p>事務局規程、会計規程、資産運用規程、特定費用準備資金等取扱規程</p>
[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	<p>役員に関する「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則」及び事務局職員に関する「給与規程」を整備している。</p>

原則	自己説明項目	自己説明
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第4章において当会の資産及び会計について規定している他、各種規程を整備している。 定款、会計規程、資産運用規程、特定費用準備資金等取扱規程
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	ア 加盟団体負担金及び賛助会員に関しては、加盟団体及び会員に関する規程に規定している。 イ 当会が受領する寄附金に関し「寄附金取扱規程」を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	国民体育大会における長野県代表選手の選考に関し「国民体育大会における長野県代表選手の選考に関する指針」を整備している。
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	ア 本会役員に対しては、理事会等の諸会議でガバナンスコード、関係規程等の説明を行っている。 イ 職員に対しては、随時、必要な情報等を周知している。
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	ア 指導者向けの研修会や養成講習会において、コンプライアンスの講義を実施している。 イ 選手向けについては、本会への選手登録がないため、該当しない。
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	ア 監事には専門性を有する者を選任し、業務運営全般に係る監査を受けている。 イ 税理士法人と契約をし、定期的に指導・助言を受けるとともに、懸念がある場合は相談できる体制を整えている。
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	ア 県や助成元における要領などの規定に沿って、適切に処理し、県等の監査を受けている。 イ また、倫理規程第4条第4項において、補助金、助成金等の処理に関する不正を禁じ、違反した場合は処分の対象としている。 倫理規定、倫理に関するガイドライン、補助金交付規程

原則	自己説明項目	自己説明
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p>ア 法令で定められている法定備置資料（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表、財産目録 他）を事務局に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。</p> <p>イ 各種規程をはじめ、事業・決算報告書等をホームページで開示している。</p> <p>※各種規程類：http://www.nagano-sports.or.jp/associat/contribution.html</p> <p>事業・決算報告書：http://www.nagano-sports.or.jp/associat/business_scheme.html</p>
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<p>ア 国民体育大会における長野県代表選手の選考に関し「国民体育大会における長野県代表選手の選考に関する指針」を整備している。</p> <p>イ なお、競技ごとの選手選考に関する基準等について、令和3年度から当会のホームページ等で開示することとしている。</p>
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	<p>当会のガバナンスコード遵守状況を令和3年3月25日にホームページで公表。</p>
[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<p>ア 加盟団体及び会員に関する規程の第2条の3に加盟団体の権限を、また、同第2条の4から第2条の8にかけて加盟団体の義務を明記し、権限関係を明確にするとともに、同第6条から第7条の2にかけて当会の監督等の内容を規定している。</p> <p>イ 加盟団体からの日常的な質疑・照会等への対応、郡市体育・スポーツ協会の地域連絡会議に参加しての情報提供や質疑応答等の支援を行っている。</p>
[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<p>ア 加盟団体代表者会議において、ガバナンス及びコンプライアンスについての情報提供を行っている。</p> <p>イ 競技団体の個別ヒアリング時に、ガバナンス及びコンプライアンスについての情報提供を行っている。</p> <p>ウ 郡市体育・スポーツ協会連絡会議において、ガバナンス及びコンプライアンスについての情報提供を行っている。</p>